

## 兵庫県立川西明峰高等学校いじめ防止基本方針

令和7年度版

**1 学校の方針**

本校は、校訓「自主」「創造」「礼節」「友愛」を理念とし、知・徳・体を磨き調和のとれた人材の育成に努めている。また、すべての生徒が安全・安心な学校生活を送ることができ、主体的に授業や行事に参加し、活躍できる学校を目指している。

「児童の権利に関する条約」に基づき、人権侵害に対しては、平成24年度に本校と兵庫県教育委員会が設置した「いじめに関する調査及び再発防止に係る委員会」からの提言を生かしつつ、教職員・生徒のいじめに対する意識改革の喚起、いじめ問題への正しい理解の普及啓発、生徒観察力の強化体制の整備、家庭・地域との連携の強化などを推進し、いじめ問題の克服を目指すため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

**2 基本的考え方****(1) 地域の状況**

今年創立 50周年を迎えた本校の周囲は、閑静な住宅街であり、生徒は日々四季を感じることでできる落ち着いた環境で学んでいる。本校周辺の住宅地は川西市で最も古い新興住宅地の一つであり、世代交代が進みつつある。本校が位置する小学校区の自治会等の活動は非常に活発で、本校に対する期待が大きいと同時に、地域の高校を支援する気風がある。

また、学校教育に対して強い関心があり、保護者や学校周辺住民から、日々色々な意見や要望が本校に届く。

**(2) これまでの取組と今後の方向**

本校では学校の授業や行事等を充実させ、学校を生徒が活躍できる場にするのが、いじめの未然防止につながるとの考えのもと、日々教育活動に取り組んでいる。

いじめは、教員らの影に隠れて行われることがほとんどであることから、これを発見し防止するためには、生徒の動静を注意深く「観察」し、生徒の話をよく聞くなどしてその発見に努めることが特に重要である。また、前述の提言にある「孤立した生徒へのアプローチの工夫」「アンケート等のフィードバック」等に取り組むことが必要である。

具体的な取組としては平成27年度からは生徒理解のための総合調査「Σ(シグマ)」を導入している。また、各学期に1回実施する、「いじめアンケート」と併せて、本校

ではいじめの未然防止と早期発見に最大限の努力をしている。

これまでも、カウンセリングマインドの向上を目指して教員・生徒向けの研修会・講演会を多数開催してきたが、保護者との協働や情報交換も不可欠な要素である。さらに、異校種間や学校間連携については、職員研修を行うとともに、生徒間交流も積極的に行っている。

ネットいじめへの対策としては、授業や講演会などで情報モラル教育の充実を推進するとともに、家庭でのルール作りやフィルタリングの利用など生徒にスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知する。また、警察等の専門機関と連携した指導や対応を強化している。

これらを基に、本校のいじめの本質理解、生徒の動静把握、いじめの調査、いじめの予防、保護者との連携等の取組についてさらに深めるため、以下の指導体制を整備する。

### 3 いじめの防止等の指導体制・組織的対応等

#### (1) 日常の指導体制

##### 《別紙1》 校内指導体制および関係機関

生徒が安全・安心な学校生活を送ることができる校内指導体制を構築し、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織および連携する関係組織を別に定める。

##### 《別紙2》 いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを逃さず、早期発見するためのチェックリストを別に設ける。

#### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

##### 《別紙3》 未然防止及び早期発見のための年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見のあり方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

#### (3) いじめを認知した際の組織的対応

##### 《別紙4》 いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行う。迅速ないじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

いじめは、学校現場において日々起こる可能性があり、最悪の場合には生徒の自殺という極めて重大な事態をも引き起こす場合があることを肝に銘じて日常の指導にあたる。

### (2) 重大事態への対応

学校は、重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となり、心のサポートチームおよび校務運営委員会のメンバーからなる緊急対策会議を設置し、速やかに基本調査を実施する。この緊急対策会議には、必要に応じ、外部の専門家等を加えるものとする。

※基本調査を実施するに当たっては、以下の点に留意する。

- ① いじめを受けた生徒の保護者との関わり、関連機関との協力等
- ② 指導記録等の確認
- ③ 全教職員からの聴き取り(調査開始から3日以内を目途に終了)
- ④ いじめを受けた生徒との関係の深い生徒への聴き取り(状況に応じて)

#### ア 関係する保護者への対応

学校は、アンケート等により当該重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行ない(いじめ防止対策推進法第28条1項)、その結果を被害生徒・保護者に対し、必要な情報を適切に提供する(同法第28条2項)。関係する保護者の

心情に十分寄り添った適切な対応を心がけるようにする。

#### イ 一般の保護者への対応

事案によっては、学年または全校のすべての保護者に対して説明する必要性の有無を判断し、必要であれば当事者の同意を得た上で、説明文書を配布する、あるいは、緊急保護者会を開催する。

#### ウ 調査組織への対応

事案によっては、県教育委員会が設置する重大事案調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

## 5 その他の事項

### (1) いじめ防止基本方針の見直し

当基本方針が本校の実情に即して機能しているかどうかを、心のサポートチームを中心に定期的に点検する。また、基本方針を本校公式サイトで公開するとともに、学校評議員会や、PTA 総会をはじめとした保護者が関わる会議等で公開・説明し、その意見を積極的に聴取するようにする。いじめの防止等については、保護者とともに取り組む必要がある。

### (2) 年間指導計画の作成

いじめの未然防止や早期発見のためには、本校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、本校全体でいじめ問題に取り組むことが肝要である。指導計画の作成にあたっては、教職員の研修、生徒への指導、保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。